

## 中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 生涯学習分科会  
通信教育の廃止及び条件の変更について（令和5年7月26日）…………… 1
  
- 初等中等教育分科会  
教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（令和5年7月19日）…………… 10
  
- 大学分科会  
認証評価機関の認証について（令和5年2月24日）…………… 23  
大学設置基準の一部改正について（令和5年5月17日）…………… 51  
専門職大学院設置基準の一部改正について（令和5年5月17日）…………… 54  
大学設置基準の一部改正について（令和5年7月14日）…………… 57  
大学設置基準等の改正について（令和5年7月14日）…………… 60
  
- 関連規定…………… 63

5 文科教第 7 3 8 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の廃止及び条件の変更について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）  
第 5 5 条第 2 項において準用する第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 5 年 7 月 2 6 日

文部科学大臣 永岡 桂子

## 文部科学省認定社会通信教育 申請概要

### 1. 廃止の申請(1団体3課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
一般社団法人 日本 経営協会	企業会計講座企業会計マスター コース	通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末 をもって新規受講者募集を停止し、今後も募 集を行わないため。
	経営実務講座民法入門コース	通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末 をもって新規受講者募集を停止し、今後も募 集を行わないため。
	経営実務講座労働法入門コース	通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末 をもって新規受講者募集を停止し、今後も募 集を行わないため。

### 2. 条件の変更申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
公益財団法人日本音 楽教育文化振興会	音楽講座 音楽通論コース	教科書及び学 習指導書にお ける内容の改 訂	現行の教科書及び学習指導 書の内容を、現代のニーズに 合った内容に変更するため。

# 文部科学省認定社会通信教育 廃止・条件の変更申請

## 【廃止】

### I. 一般社団法人日本経営協会

#### (1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和24年2月28日
2. 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
3. 目的  
経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行うことにより、経営及びオフィス・マネジメントの革新及び社会資産の創出並びに新しい価値創造の推進を図り、もって我が国経済社会の発展と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (2) 廃止しようとする課程の概要

##### ①企業会計講座企業会計マスターコース

1. 認定年月日 昭和42年7月7日
2. 通信教育の目的  
企業会計に関する基本的職能を修得させるための基礎知識を授ける。
3. 修業期間 6か月
4. 廃止の理由 通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末をもって新規受講者募集を停止し、今後も募集を行わないため。
5. 受講者の措置 本コースの普及活動は既に終了している。全ての受講者の学習期間は終了している。
6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

##### ②経営実務講座民法入門コース

1. 認定年月日 平成5年5月11日
2. 通信教育の目的  
民法の中心的テーマである「物権」「債権」を学び、さらに家庭生活に直結する「家族法」について学習する。
3. 修業期間 3か月

- 4. 廃止の理由 通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末をもって新規受講者募集を停止し、今後も募集を行わないため。
- 5. 受講者の措置 本コースの普及活動は既に終了している。全ての受講者の学習期間は終了している。
- 6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

### ③経営実務講座労働法入門コース

- 1. 認定年月日 平成5年5月11日
- 2. 通信教育の目的  
労働基準法、労働組合法を中心に労使双方に必要な法律事項を学習することを目的とする。
- 3. 修業期間 3か月
- 4. 廃止の理由 通信教育事業の終了に伴い、令和4年3月末をもって新規受講者募集を停止し、今後も募集を行わないため。
- 5. 受講者の措置 本コースの普及活動は既に終了している。全ての受講者の学習期間は終了している。
- 6. 廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

## 【変更】

## Ⅱ. 公益財団法人日本音楽教育文化振興会

### (1) 法人の概要

- 1. 設立年月日 昭和29年12月17日
- 2. 所在地 東京都文京区本郷4丁目15-9
- 3. 目的  
我が国における音楽教育の状況及び音楽に関する調査・研究を行い、音楽通信教育を実施し、あわせて音楽教育振興に関する諸事業を行い、音楽教育並びに音楽文化の普及、向上、発展を図ることを目的とする。

## (2) 変更しようとする課程の概要

### ①音楽講座 音楽通論コース

1. 認定年月日 昭和23年11月11日
2. 通信教育の目的  
通信教育によって音楽の知識と技術を教授することを目的とする。
3. 修業期間 6か月
4. 条件の変更の内容と理由  
教科書及び学習指導書における内容の改訂を行う。現行の教科書及び学習指導書の内容を、現代のニーズに合った内容に変更するため。

# 通信教育について

## 学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

## 社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育  
(社会教育法第49条)

〔定義〕 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。（社会教育法第50条）

## 文部科学省認定社会通信教育

実施主体：  
学校、一般社団法人、一般財団法人

### ○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

## 非認定の社会通信教育

実施主体：  
学校、一般社団法人、一般財団法人、  
営利法人、個人等

## 社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

令和5年5月現在、実施団体数は25団体、108課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

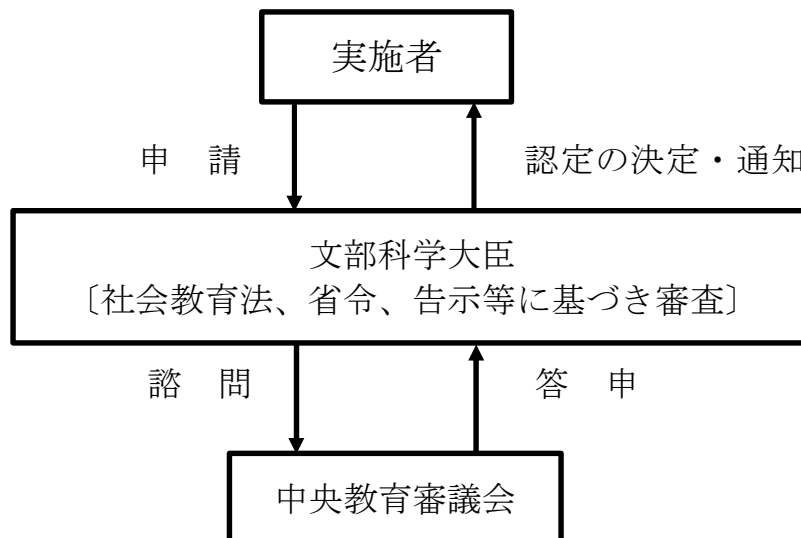
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

### 〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	9	39	32千人
技術系課程	5	29	5千人
生活技術・教養系課程	11	40	13千人
計	25	108	50千人

※実施団体数及び課程数は令和5年5月現在。受講者数は令和4年(1月～12月)の数。

4 社会通信教育の認定等の手続





# 文部科学省認定社会通信教育一覧（108課程）

令和5年5月現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名
事 務 系 ／ 39 課 程	1 (一財) 日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座（3級コース、2級コース）
	2 (一財) 実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース 編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3 (一社) 日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4 (学) 川口学園	2 早稲田速記講座（速習課程、専門課程）
	5 (一社) 日本経営協会	3 企業会計講座（企業会計マスターコース）、経営実務講座（民法入門コース、労働法入門コ ース）
	6 (一社) 公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	7 (学) 産業能率大学	18 漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、 生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダ ーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方 ・育て方講座、新・きれいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する 講座、問題発見・解決力を伸ばす講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、 情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	8 (一財) 日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	9 (一財) 社会通信教育協会	1 生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 ／ 29 課 程	10 秋田大学理工学部	8 秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース 電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、 材料工学専門コース）
	11 (公財) 国際文化カレッジ	12 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカ メラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講 座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	12 (一財) 中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講 座、宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	13 (一財) 日本規格協会	2 通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	14 (一財) 日本園芸協会	1 ローズ・ガーデン講座
生 活 技 術 ・ 教 養 系 ／ 40 課 程	15 (学) 香川栄養学園	6 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コ ース）、女子栄養大学ヘルシー食事学、食と健康
	16 (学) 文化学園文化服装学院 生涯学習部	2 文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイ ン画編）
	17 (学) 大志学園	2 きもの通信教育講座（一般コース、上級コース）
	18 (学) 清水学園・専門学校清水とき ・きものアカデミア	1 現代きもの講座
	19 (公財) 日本英語検定協会	8 実用英語講座（1級、準1級、2級、準2級、3級、4級）、新YOU CAN英語講座、日常オ フィス英語講座
	20 (公財) 日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	21 (公財) 日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	22 (学) NHK学園	6 漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、 川柳実作
	23 (公財) 日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	24 (公社) 色彩検定協会	1 たのしく学ぶ色彩講座－初級コース－
	25 (一社) クラフトバンドエコロジー 協会	1 クラフトバンド実技講座

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）  
（分科会）

第五条 155 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二九年三月六日中央教育審議会決定）  
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	

5 文科教第 7 0 0 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イの規定により諮問します。

令和 5 年 7 月 1 9 日

文部科学大臣

永 岡 桂 子

## 令和5年度課程認定申請大学等一覧

## 【目次】

1	国立大学の学部等の課程	1
2	公立大学の学部等の課程	3
3	私立大学の学部等の課程	4
4	私立大学の学部等の通信課程	7
5	国立大学の大学院の課程	8
6	公立大学の大学院の課程	9
7	私立大学の大学院の課程	10
8	私立短期大学の専攻科の課程	11

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	千葉県	国立大学法人千葉大学	千葉大学	情報・データサイエンス学部	情報・データサイエンス学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)
2	富山県	国立大学法人富山大学	富山大学	理学部	理学科		208	中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(情報)
3	山梨県	国立大学法人山梨大学	山梨大学	教育学部	学校教育課程		120	高等学校教諭一種免許状(情報)
				工学部	工学科		365	高等学校教諭一種免許状(理科)
4	三重県	国立大学法人三重大学	三重大学	生物資源学部	生物資源学科		260	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(水産)
5	大阪府	国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程		480	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(書道) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
						学校教育教員養成課程	小学校教育(夜間)5年専攻	40

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
6	熊本県	国立大学法人熊本大学	熊本大学	工学部	半導体デバイス工学課程		20	高等学校教諭一種免許状(工業)
				情報融合学環				60
7	大分県	国立大学法人大分大学	大分大学	経済学部	総合経済学科		270	高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(商業)

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	愛知県	公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学	総合生命理学部	総合生命理学科		43	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
2	山口県	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	工学部	数理情報科学科		60	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
3	山口県	公立大学法人下関市立大学	下関市立大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科		80	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
4	山口県	公立大学法人周南公立大学	周南公立大学	人間健康科学部	スポーツ健康科学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
				情報科学部	情報科学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	宮城県	学校法人朴沢学園	仙台大学	体育学部	スポーツ情報マスメディア学科		40	高等学校教諭一種免許状(情報)
2	山形県	学校法人東北芸術工科大学	東北芸術工科大学	芸術学部	工芸デザイン学科		45	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
3	茨城県	学校法人茨城キリスト教学園	茨城キリスト教大学	文学部	児童教育学科		130	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
4	栃木県	学校法人獨協学園	獨協医科大学	看護学部	看護学科		145	養護教諭一種免許状
5	埼玉県	学校法人都築学園	日本薬科大学	薬学部	医療ビジネス薬科学科		120	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
6	千葉県	学校法人千葉工業大学	千葉工業大学	情報変革科学部	情報工学科		120	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
					認知情報科学科		120	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
					高度応用情報科学科		120	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
					未来変革科学部	経営デザイン科学科	100	高等学校教諭一種免許状(情報)
7	東京都	学校法人芝浦工業大学	芝浦工業大学	工学部	物質化学課程		208	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					電気電子工学課程		208	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
					情報・通信工学課程		218	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
8	東京都	学校法人白梅学園	白梅学園大学	子ども学部	教育学科		50	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
9	東京都	学校法人東京電機大学	東京電機大学	工学部	先端機械工学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)
10	神奈川県	学校法人松蔭学園	松蔭大学	経営文化学部	ビジネスマネジメント学科		72	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
11	神奈川県	学校法人桐蔭学園	桐蔭横浜大学	スポーツ科学部	スポーツ教育学科		80	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
					スポーツ健康科学科		120	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
12	石川県	学校法人金沢学院大学	金沢学院大学	情報工学部	情報工学科		100	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)



3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
13	石川県	学校法人金沢工業大学	金沢工業大学	工学部	情報工学科		200	高等学校教諭一種免許状(情報)
14	石川県	学校法人北陸大学	北陸大学	経済経営学部	経済学科		140	高等学校教諭一種免許状(公民)
15	山梨県	学校法人C2C Global Education Japan	山梨学院大学	経営学部	経営学科		320	中学校教諭一種免許状(社会)
16	愛知県	学校法人愛知淑徳学園	愛知淑徳大学	人間情報学部	人間情報学科		200	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
17	愛知県	学校法人椋山女学園	椋山女学園大学	情報社会学部	情報デザイン学科		100	高等学校教諭一種免許状(情報)
					現代社会学科		120	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
				教育学部	子ども発達学科		170	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
18	愛知県	学校法人 日本福祉大学	日本福祉大学	教育・心理学部	学校教育学科		95	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者)
19	京都府	学校法人 京都女子学園	京都女子大学	発達教育学部	教育学科		195	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
				心理共生学部	心理共生学科		155	中学校教諭一種免許状(保健) 高等学校教諭一種免許状(保健) 養護教諭一種免許状
20	京都府	学校法人ノートルダム女学院	京都ノートルダム女子大学	社会情報課程			20	高等学校教諭一種免許状(情報)
21	京都府	学校法人京都文教学園	京都文教大学	こども教育学部	こども教育学科		90	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
22	大阪府	学校法人大阪青山学園	大阪青山大学	子ども教育学部	子ども教育学科		80	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
23	大阪府	学校法人大阪経済大学	大阪経済大学	国際共創学部	国際共創学科		120	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
24	大阪府	学校法人四天王寺学園	四天王寺大学	教育学部	教育学科		260	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
25	大阪府	学校法人阪南大学	阪南大学	経済学部	経済学科		290	中学校教諭一種免許状(社会)
				経営学部	経営学科		290	高等学校教諭一種免許状(商業)
				総合情報学部	総合情報学科		176	高等学校教諭一種免許状(情報)
				国際学部	国際コミュニケーション学科		155	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
国際観光学科		144	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)					
26	兵庫県	学校法人行吉学園	神戸女子大学	文学部	史学科		60	高等学校教諭一種免許状(公民)
27	兵庫県	学校法人 睦学園	兵庫大学	教育学部	教育学科		100	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
28	兵庫県	学校法人武庫川学院	武庫川女子大学	文学部	歴史文化学科		80	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
29	奈良県	学校法人天理大学	天理大学	人文学部	宗教学科		20	中学校教諭一種免許状(宗教) 高等学校教諭一種免許状(宗教)
					国文学国語学科		40	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
					歴史文化学科		50	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
				国際学部	韓国・朝鮮語学科		40	高等学校教諭一種免許状(韓国・朝鮮語)
					中国語学科		40	高等学校教諭一種免許状(中国語)
					英米語学科		60	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
					外国語学科 国際文化学科		60 50	高等学校教諭一種免許状(スペイン語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
30	岡山県	学校法人就実学園	就実大学	人文科学部	総合歴史学科		80	高等学校教諭一種免許状(公民)
31	岡山県	学校法人ノートルダム清心学園	ノートルダム清心女子大学	国際文化学部	国際文化学科		100	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
				情報デザイン学部	情報デザイン学科		90	高等学校教諭一種免許状(情報)
32	広島県	学校法人古沢学園	広島都市学園大学	子ども教育学部	子ども教育学科		78	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
33	福岡県	学校法人福原学園	九州共立大学	スポーツ学部	こどもスポーツ教育学科		50	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
					スポーツ学科		220	養護教諭一種免許状
34	鹿児島県	学校法人都築教育学園	第一工科大学	工学部	情報・AI・データサイエンス学科		190	高等学校教諭一種免許状(情報)

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	神奈川県	学校法人国際学園	星槎大学	共生科学部	共生科学科	共生科学専攻	180	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

5. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	新潟県	国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	工学研究科	工学専攻	419	高等学校教諭専修免許状(工業)
2	石川県	国立大学法人金沢大学	金沢大学	教職実践研究科	教職実践高度化専攻	15	特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
3	愛媛県	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻	40	養護教諭専修免許状
4	長崎県	国立大学法人長崎大学	長崎大学	総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	高等学校教諭専修免許状(水産)

## 6. 公立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	兵庫県	兵庫県公立大学法人	兵庫県立大学	環境人間学研究科	環境人間学専攻	30	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
2	沖縄県	公立大学法人名桜大学	名桜大学	スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	6	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	東京都	学校法人東洋大学	東洋大学	食環境科学研究科	食環境科学専攻	10	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科) 栄養教諭専修免許状
2	神奈川県	学校法人神奈川大学	神奈川大学	人文学研究科	日本文化専攻	3	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語)
3	愛知県	学校法人梅村学園	中京大学	人文社会科学研究科	日本語日本文学専攻	5	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(書道)
					言語文化専攻	5	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
					歴史文化専攻	3	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
4	京都府	学校法人龍谷大学	龍谷大学	先端理工学研究科	先端理工学専攻	100	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
5	大阪府	学校法人常翔学園	摂南大学	農学研究科	農学専攻	20	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
6	福岡県	学校法人福原学園	九州女子大学	人間科学研究科	人間科学専攻	5	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語)
7	福岡県	学校法人西南学院	西南学院大学	外国語学研究科	外国語学専攻	8	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語)
8	佐賀県	学校法人永原学園	西九州大学	生活支援科学研究科	スポーツ科学専攻	2	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

## 8. 私立短期大学の学科等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	定員	免許状の種類
1	長野県	学校法人長聖	長野短期大学		幼児教育学科	50	幼稚園教諭二種免許状

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 5 年 2 月 2 4 日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣  
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
代表理事 川口 昭彦

## リハビリテーション分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

### II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
  - 6-1 専門職大学\_評価基準要綱（リハビリテーション分野）
  - 6-2 専門職大学\_自己評価実施要項（リハビリテーション分野）
  - 6-3 専門職大学\_評価実施手引書（リハビリテーション分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
  - 9-1 専門職大学\_認証評価基準（リハビリテーション分野）について
  - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（リハビリテーション分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（リハビリテーション分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹  
E-mail : jimukyoku@qaphe.com  
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

## 1 名称及び事務所の所在地

---

- (1) 名称  
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地  
〒106-0032  
東京都港区六本木六丁目5番17号

## 2 役員の氏名

---

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

## 3 評価の対象

---

専門職大学

## 4 大学評価基準及び評価方法

---

専門職大学の評価は、評価の目的・基本の方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（リハビリテーション分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（リハビリテーション分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（リハビリテーション分野）（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

### (1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定

めたものである。【添付書類6－1：評価要綱（3－8頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
  - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- 2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
  - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
  - (iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。  
例 「・・・が図られているか。」等
- ④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6－1：評価要綱（1－2頁）】
- ④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
  - ④-2 重点評価項目（基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。
  - ④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。
- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6－1：評価要綱（12頁）】

## (2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（9-12 頁）、自己評価要項（1-5 頁）、評価手引書（1-12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-11 頁）、自己評価要項（2-3 頁）、評価手引書（2-12 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
  - (i) 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】
  - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
  - (iii) (ii) 以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

## 5 認証評価の実施体制

---

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】

### (1) 専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（1 頁）】

### (2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6-1、6-3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（1 頁）】

### (3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

### (4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

## 6 認証評価結果の公表の方法

---

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 7 認証評価の周期

---

専門職大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 8 評価に係る手数料の額

---

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

## 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

---

### (1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

### (2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）  
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）  
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）  
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。  
【添付書類 6 - 2 : 自己評価要項 (5 頁)】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）  
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。  
機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）  
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。  
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣  
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
代表理事 川口 昭彦

## ファッションビジネス分野専門職大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

### II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
  - 6-1 専門職大学\_評価基準要綱（ファッションビジネス分野）
  - 6-2 専門職大学\_自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）
  - 6-3 専門職大学\_評価実施手引書（ファッションビジネス分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
  - 9-1 専門職大学\_認証評価基準（ファッションビジネス分野）について
  - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（ファッションビジネス分野）
- 10 認証評価対象専門職大学（ファッションビジネス分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹  
E-mail : jimukyoku@qaphe.com  
T E L : 03-3403-3432 070-4816-1286

## 1 名称及び事務所の所在地

---

- (1) 名称  
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地  
〒106-0032  
東京都港区六本木六丁目5番17号

## 2 役員の氏名

---

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

## 3 評価の対象

---

専門職大学

## 4 大学評価基準及び評価方法

---

専門職大学の評価は、評価の目的・基本の方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職大学評価基準要綱（ファッションビジネス分野）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職大学自己評価実施要項（ファッションビジネス分野）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職大学評価実施手引書（ファッションビジネス分野）（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

### (1) 専門職大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】
- ② 評価基準は、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）等を踏まえて、機構が専門職大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定



めたものである。【添付書類6－1：評価要綱（3－8頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
  - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- 2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
  - (ii) 専門職大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
  - (iii) 専門職大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。  
例 「・・・が図られているか。」等

- ④ 専門職大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6－1：評価要綱（1－2頁）】

④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

④-2 重点評価項目（基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3）のいずれか一つでも満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。

④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6－1：評価要綱（12頁）】

## (2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。

なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（9-12 頁）、自己評価要項（1-5 頁）、評価手引書（1-12 頁）】

- ① 評価対象専門職大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-11 頁）、自己評価要項（2-3 頁）、評価手引書（2-12 頁）】
- ② 評価結果については、次の 2 通りで判断する。
  - (i) 専門職大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】
  - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3 のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
  - (iii) (ii) 以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

## 5 認証評価の実施体制

---

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職大学の評価を実施する。

【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】

### (1) 専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（1 頁）】

### (2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6-1、6-3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（1 頁）】

### (3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

### (4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

## 6 認証評価結果の公表の方法

---

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 7 認証評価の周期

---

専門職大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 8 評価に係る手数料の額

---

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

## 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

---

### (1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

### (2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

- (3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）  
本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。
- (4) 大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）  
本機構は、専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行う。
- (5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）  
専門職大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。  
【添付書類 6 - 2 : 自己評価要項 (5 頁)】
- (6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）  
本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。  
機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。
- (7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）  
本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。  
また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

令和 5 年 1 月 31 日

文 部 科 学 大 臣  
永岡 桂子 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
代表理事 川口 昭彦

## 動物ケア分野専門職短期大学 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 短期大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

### II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後 5 年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
  - 6-1 専門職短期大学\_評価基準要綱（動物ケア分野）
  - 6-2 専門職短期大学\_自己評価実施要項（動物ケア分野）
  - 6-3 専門職短期大学\_評価実施手引書（動物ケア分野）
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価概要、認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
  - 9-1 専門職短期大学\_認証評価基準（動物ケア分野）について
  - 9-2 認証評価体制、評価委員等候補者名簿（動物ケア分野）
- 10 認証評価対象専門職短期大学（動物ケア分野）一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則（経理規程）

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
事務連絡担当者 事務局長 高橋 宏樹  
E-mail : jimukyoku@qaphe.com  
TEL : 03-3403-3432 070-4816-1286

## 1 名称及び事務所の所在地

---

- (1) 名称  
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
- (2) 事務所の所在地  
〒106-0032  
東京都港区六本木六丁目5番17号

## 2 役員の氏名

---

別紙役員名簿のとおり 【別添1 役員名簿】

## 3 評価の対象

---

専門職短期大学

## 4 短期大学評価基準及び評価方法

---

専門職短期大学の評価は、評価の目的・基本的方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「専門職短期大学評価基準要綱（専門職短期大学分野別認証評価）（以下、「評価要綱）」、及び評価基準に基づいて対象短期大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「専門職短期大学自己評価実施要項（専門職短期大学分野別認証評価）（以下、「自己評価要項）」、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「専門職短期大学評価実施手引書（専門職短期大学分野別認証評価（以下「評価手引書）」に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

### (1) 専門職短期大学評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準による。なお、概要は以下のとおり。【添付書類6-1：評価要綱（1-12頁）】

- ① 評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職短期大学評価基準として策定されたものであり、専門職短期大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。  
【添付書類6-1：評価要綱（1-8頁）】
- ② 評価基準は、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）等を踏まえて、機構が専門職短期大学の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、専門職短期大学に必要と考える要件及び評価対象短期大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。【添付書類6-1：評価要綱（3-8頁）】

- ③ 1 評価基準は、その内容により、次の2つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、評価基準に定められた基準を満たしていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
  - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等
- ③ 2 基本的な観点は、基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の3つに分類される。
- (i) 専門職短期大学において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等
  - (ii) 専門職短期大学において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。  
例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等
  - (iii) 専門職短期大学において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。  
例 「・・・が図られているか。」等
- ④ 専門職短期大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類6-1：評価要綱（1-2頁）】
- ④-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
  - ④-2 重点評価項目（基準I-2、基準VII-1～VII-3）のいずれか一つを満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定する。
  - ④-3 各基準を満たしているかどうかについては、上記④-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。
- ⑤ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った（令和4年4月）。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類6-1：評価要綱（12頁）】

## (2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」及び「評価手引書」による。なお、概要は以下のとおりである。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（9-12頁）、自己

評価要項（1-5頁）、評価手引書（1-12頁）】

- ① 評価対象専門職短期大学が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職短期大学に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（10-11頁）、自己評価要項（2-3頁）、評価手引書（2-12頁）】
- ② 評価結果については、次の2通りで判断する。
  - (i) 専門職短期大学評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。  
【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】
  - (ii) 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。
  - (iii) (ii)以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職短期大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、領域ごとに、「分析観点ごとの分析」から、対象専門職短期大学の目的に照らして、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点」を具体的に記述する。

## 5 認証評価の実施体制

---

機構は、評価委員会、意見申立審査会により専門職短期大学の評価を実施する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

### (1) 専門職短期大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類6-1～6-3：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（1頁）】

### (2) 評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。

【添付書類6-1、6-3：評価要綱（10頁）、評価手引書（1頁）】



### (3) 意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に5名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。【添付書類6-1～6-3：評価要綱（11頁）、自己評価要項（3頁）、評価手引書（2頁）】

### (4) 会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。

【添付書類12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1頁）】

## 6 認証評価結果の公表の方法

---

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職短期大学から提出された自己点検評価報告書も機構のウェブサイトで公表する。

【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 7 認証評価の周期

---

専門職短期大学は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類6-1：評価要綱（10頁）】

## 8 評価に係る手数料の額

---

別紙 QAPHE 評価手数料規程のとおり【別添2 QAPHE 評価手数料規程】

## 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

---

### (1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第110条第2項第3号関係）

評価対象専門職短期大学は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類6-1、6-2：評価要綱（10頁）、自己評価要項（3頁）】

### (2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第169条第1項関係）

学校教育法施行規則第169条第1号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

【添付書類6-1、6-2：評価要綱（11頁）、自己評価要項（2頁）】

(3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）

本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。

(4) 短期大学に対する認証評価機会の保証（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

本機構は、専門職短期大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職短期大学の認証評価を行う。

(5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

専門職短期大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専門職短期大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。【添付書類 6-2：自己評価要項（5 頁）】

(6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）

本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。

機構は、資産 16,000,000 円を有しており（令和 4 年 6 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

(7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。令和 4 年度には、三巡目の認証評価の実施が予定されており、令和 4 年 5 月に大学院関係者への説明会も実施している。

また、教育実践分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、令和 3 年に認証され、令和 3 年度に、星槎大学大学院（教育実践研究科）の認証評価を実施している。

## 役員名簿

2022年6月30日現在  
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

役職	氏名	所属・役職
代表理事	川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会副会長 学校法人中央情報学園理事長
理事	合田 隆史	一般社団法人 文教夢倶楽部 代表理事 前尚綱学院大学学長 元文部科学省生涯学習局政策局長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園理事長 前全国専修学校各種学校総連合会会長
理事	佐藤 和彦	東京都高等学校進路指導協議会会長 東京都立松原高等学校校長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	山中 祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長
理事	吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表

## 一般社団法人専門職高等教育質保証機構 評価手数料等に関する規程

令和4年6月30日決定

**(目的)**

第1条 この規程は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「当機構」という。）が一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款第4条に基づいて行う大学等の教育研究活動等に関する第三者評価等に関する手数料等について定める。

**(認証評価に関する手数料)**

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学等において、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
- 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合

2 追評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、評価の内容に応じて、300,000円を上限として、これに消費税を加えた金額を上乗せする場合がある。

**(専門学校第三者評価に関する手数料)**

第3条 専門学校第三者評価に係る手数料は、評価の種別及び会員区分に応じて別表3の通りとする。

**(非会員の大学等の評価手数料の取り扱い)**

第4条 非会員の大学等が評価を受ける際の手数料は、第2条第1項に規定する額に加え、当該大学等が会員になった場合の年間会費の5倍に相当する額を加算した額とする。ただし、初めての評価の場合に限り、当機構の1年分の会費を加算するものとする。

**(意見申立に要する経費)**

第5条 意見申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

**(納入期日)**

第6条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

**(返還)**

第7条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

**(改廃)**

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

**附 則**

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1：認証評価に係る手数料（第2条第1項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学部の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの学科の評価を含むものとする。 一 基本費用 1,800,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職大学院	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、基本費用には一つの研究科の評価を含むものとする。 一 基本費用 2,625,000 円 二 申請前年度に設置している研究科の数に 200,000 円を乗じた金額

別表2：追評価に係る手数料（第2条第2項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学	一つの専門職大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職短期大学	一つの専門職短期大学あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職大学院	一つの専門職大学院あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。

別表3：専門学校第三者評価に係る手数料（第3条第1項関係）

種別	金額
専門学校	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 会員：900,000 円 二 非会員：1,200,000 円 ただし、分野が複数認識される場合、一分野追加につき、75,000 円(非会員の場合 100,000 円)を加えた金額とする。

## 一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

### 1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
  1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
  2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
  3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。
  
- 住所：東京都港区六本木六丁目5番17号
  
- 設立年月日：平成23年2月18日
  
- 代表者：代表理事 川口 昭彦  
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)
  
- 主な事業：
  - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
  - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
  - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
  - ④ 事業に附帯または関連する事業
  
- 認証評価の実施実績
 

【分野別評価（ビューティビジネス分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学
④ 第4サイクル（H31～R5）の受審大学数	<u>1</u> 大学
【分野別評価（教育実践分野）】	
① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>0</u> 大学

③ 第3サイクル (H26～H30) の受審大学数	<u>0</u> 大学
④ 第4サイクル (H31～R5) の受審大学数	<u>1</u> 大学

## 2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：
  - (1) 専門職大学（リハビリテーション分野）
  - (2) 専門職大学（ファッションビジネス分野）
  - (3) 専門職短期大学（動物ケア分野）
  
- 評価の周期：5年以内ごと
  
- 評価手数料の額（案）
  - 専門職大学：基本費用 2,000,000 円  
                   + 1 学部につき 200,000 円（消費税抜き）
  - 専門職短期大学：基本費用 1,800,000 円  
                   + 1 学科につき 200,000 円（消費税抜き）
  
- 大学評価基準（案）：
 

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準（専門職短期大学評価基準）として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、7つの領域で構成される。
  
- 評価方法（案）：
 

評価対象校が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象校に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。
  
- 評価結果（案）：
  - ① 各評価基準の領域Ⅰから領域Ⅶまでのすべての基準を満たしている場合、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している。」と評価する。
  - ② 重点評価項目と位置付けた基準Ⅰ-2、基準Ⅶ-1～Ⅶ-3のいずれか一つでも満たしていない場合には、「専門職高等教育

質保証機構が定める評価基準に適合していない」と評価する。

- ③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、専門職大学（専門職短期大学）として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、確認できれば、「・・・評価基準に適合している」、確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と評価する。

- 対象専門職大学・専門職短期大学（令和5年2月現在）  
別紙のとおり



## リハビリテーション分野 専門職大学一覧（2022年4月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2019年度	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士（専門職）
				作業療法学士（専門職）
				言語聴覚学士（専門職）
2020年度	岡山医療専門職大学	健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学士（専門職）
				作業療法学士（専門職）
	東京保健医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士（専門職）
			作業療法学科	作業療法学士（専門職）
	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士（専門職）
			作業療法学科	作業療法学士（専門職）
2021年度	和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部	理学療法学科	理学療法学士（専門職）
			作業療法学科	作業療法学士（専門職）
2022年度	アール医療専門職大学	リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学士（専門職）
			作業療法学科	作業療法学士（専門職）

## ファッションビジネス分野 専門職大学一覧（2022年4月現在）

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名
2019年度	国際ファッション 専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科	ファッションクリエイション学士（専門職）
			ファッションビジネス学科	ファッションビジネス学士（専門職）
			大阪ファッションクリエイション・ ビジネス学科	ファッションクリエイション・ビジネス学士 （専門職）
			名古屋ファッションクリエイショ ン・ビジネス学科	

## 動物ケア分野 専門職短期大学一覧（2022年4月現在）

開設年度	短期大学名	学科名	学位名
2019年度	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	動物トータルケア学科	動物看護短期大学士（専門職）

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和 5 年 5 月 17 日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

令和 4 年 12 月 19 日、貴審議会より「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」を答申いただいた。

同答申においては、学校現場の実践が日々変化するなど変化の激しい時代にあって、学校現場の優れた実践者が教員養成に関わることは意義のあることであり、教師の養成について理論と実践の往還を重視した好循環を実現するため、学部段階においても、教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を進めることが重要であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、教員養成学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準（例えば、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね 2 割程度以上）を設定することの検討を進めることについて提言いただいたところである。

以上を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 大学設置基準改正要綱

### 一 教員養成学部の実務家教員配置に関する改正

教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を担保するための制度的な枠組みとして、教員養成に関する学部に係る、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数（第10条）には、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする（別表第一備考）とともに、その他所要の規定を整備すること。

### 二 施行期日

この改正は、令和五年十月一日から施行すること。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学院設置基準の一部改正について

令和 5 年 5 月 17 日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

令和 4 年 12 月 19 日、貴審議会より「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」を答申いただいた。

同答申においては、高度専門職業人としての教師養成が求められている中において、意欲と能力のある学生の学修ニーズに対応しつつ、学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学年限を短縮できるよう制度改正の検討を進めることについて提言いただいたところである。

以上を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、専門職大学院設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

専門職大学院設置基準改正要綱

一 教職大学院入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮に関する改正

教職大学院においては、単位修得時の大学院入学資格の有無に関わらず、教職大学院入学前に大学院において修得した当該単位数等を勘案して在学年限を短縮することを可能とすること。

二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。



【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の一部改正について

令和5年7月14日

文部科学大臣 永岡桂子

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度から令和5年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和6年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（通知）」（令和4年11月4日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持し、地域枠等の臨時増員の枠組みを維持することとなった。また、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和5年法律第20号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令（平成28年文部科学省令第2号）の改正が必要である。以上を踏まえ、別紙のとおり大学設置基準等を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

## 大学設置基準等改正要綱（案）

### 第一 令和6年度における医学部定員増に関する改正

令和5年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みのうち、地域枠、研究医枠の枠組みを1年間暫定的に維持するにあたり必要な規定の整備を行うものとする。

### 第二 その他

#### 1 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

#### 2 その他関係法令の改正

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(令和5年法律第20号)の施行に伴い、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令(平成28年文部科学省令第2号)の所要の規定の整備を行うものとする。なお、当該改正については、令和5年9月1日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

次の事項について、理由を添えて諮問します。

### 大学設置基準等の改正について

令和5年7月14日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

国際連携教育課程制度については、大学等のグローバル化を支援するとともに、日本人学生が海外の大学等で学修したり、外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりする機会を拡大するため、平成26年に創設された。令和4年には、制度創設から7年を経過して実績が蓄積されてきたこと等を踏まえ、国際連携学科等の収容定員を、母体となる学部等の収容定員の内数の2割を上限とする制限の撤廃等の改正が行われた。

今回、国際連携教育課程制度の運用の実態等を踏まえ、当該制度の更なる活用促進を図るため、国際連携教育課程を設けるに当たり、一定の場合に母体となる学部等の教育資源の活用を認めるなどの見直しを行う必要がある。

このため、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の改正を行う必要があることから、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 大学設置基準等改正要綱（案）

### 一 大学設置基準の改正

- 1 国際連携学科ごとに、1人以上追加的に基幹教員を配置することを求めている現行規定について、引き続き、国際連携学科を設ける学部には、1人以上追加的に基幹教員を配置することは求めることとするものの、当該学科ごとに当該教員を置くことは求めないこととすること。
- 2 国際連携学科のうち、既設の他学科と授与される学位の種類及び分野が同一であって、その収容定員を、当該国際連携学科を置く学部の収容定員の内数として定めるものの基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該他学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとすること。
- 3 2に規定する国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととすること。

### 二 施行期日等

- 1 この省令は、公布の日から施行すること。
- 2 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準について、一に関連する所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

## 関連規定

### ○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和5年3月15日 中央教育審議会申し合わせ）

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和5年3月15日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

### 【参照条文】

### ○中央教育審議会令（抄）

（政令第280号 平成12年6月7日）

（分科会）

#### 第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和5年3月15日 中央教育審議会決定）

#### 第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。



分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ul>
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ul>